

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第5条の規定に基づき公告する。

令和8年3月4日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
令和8年度会津医療センターペーパータオル単価購入契約 27,000個
- (2) 本案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 次の競争入札に参加できない項目に該当しないこと。
 - ア 特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
 - イ 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - c 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - d 契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- f 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) この公告に示した仕様に合致した物品を確実に納入できる者であること。
 - (3) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者。
 - (4) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査及び氏名等に関する要綱(昭和60年4月1日制定)第9条の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項に定める者でないこと。
 - (6) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる資格を有することを証明するに足りる書類を次に掲げる場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、令和8年3月16日(月)正午までに当該申請を行わなかったときには、当該資格を得られない。

郵便番号 969-3492

福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

事務局総務課 予算経理係

電話 0242-75-2100

4 入札書の提出場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所 問合せ先
3に掲げる場所に同じ
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月26日(木) 午前11時00分

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 第4会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法

この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 郵便による入札は認めない。

(6) 本件入札は、その契約に係る予算が承認され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じ本契約として成立するものとする。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、一切賠償しない。

(7) 単価購入契約書（案）第7条4項、第11条3項における遅延利息の率については、福島県財務規則第235条第1条（以下「当該条項」という。）に準拠しており、契約期間開始までの間に当該条項に改正があった場合、単価購入契約書（案）においても率を変更することがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。